

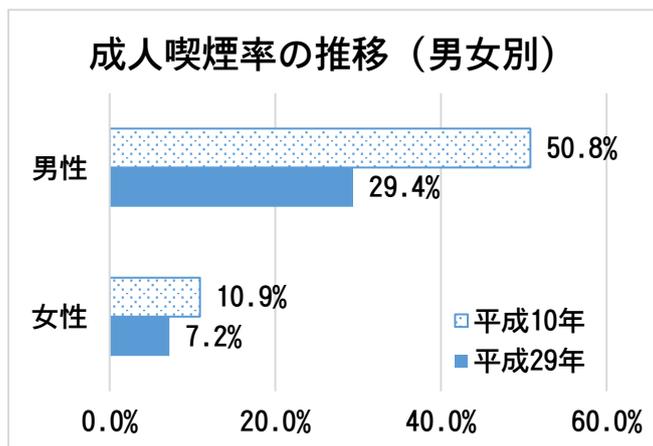
受動喫煙について、

吸っている人にも吸わない人にも

知ってもらいたいこと

平成 29 年度

喫煙者の割合 17.7%



（厚生労働省国民健康栄養調査）

受動喫煙を知っていますか？

タバコの煙には、本人が吸い込む『主流煙』とタバコの先から立上る『副流煙』があり、『副流煙』を自分の意志と無関係に吸い込んでしまうことを『受動喫煙』といいます。

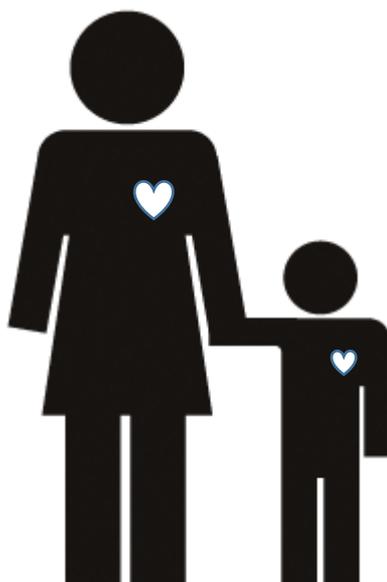
『副流煙』は、フィルターを通っていないため、タバコを吸う人の『主流煙』より、数倍の有害物質が含まれています。



受動喫煙による被害

成人

- 髪：臭い
- 脳：脳卒中
- 鼻：鼻腔・副鼻腔がん
- 呼吸と肺：
 - ・肺がん
 - ・呼吸機能低下
 - ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)
 - ・喘息の発症、悪化
 - ・慢性呼吸器症状
- 血管：
 - ・動脈硬化促進、血栓
- 心臓：
 - ・心筋梗塞、狭心症
- 乳房：乳がん
- 妊娠・出産：
 - ・胎児発育遅延
 - ・低体重児
 - ・乳幼児突然死症候群(SIDS)



子ども

- 髪：臭い
- 脳：
 - ・脳腫瘍
 - ・ニコチン受容器の増加
- 目：
 - ・目のかゆみ、流涙、頻繁なまばたき
- 耳：中耳炎(慢性中耳炎)
- 歯：むし歯
- 呼吸と肺：
 - ・小児喘息の誘発、重症化
 - ・呼吸機能の低下
 - ・咳、痰、喘鳴、息切れ
- 皮膚：アトピー性皮膚炎
- 血液：白血病
- その他：やけど、誤飲

受動喫煙は近年、社会全体で取り組むべき問題として認識されています。
吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるように受動喫煙をなくしていきましょう。

健康増進法の一部を改正する法律により、
望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、
マナーからルールへと変わります。



20歳未満の
立入禁止

喫煙室の
設置が必要

標識掲示が
義務付け

多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止

室内での喫煙には
喫煙室の設置が必要

喫煙室には
標識掲示が義務付け

2019年7月～ 一部施行(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関において、原則敷地内禁煙)

2020年4月～ 全面施行(地区集会所や商業施設など上記以外の施設等において、原則屋内禁煙)

健康増進法の改正に伴い受動喫煙防止対策が強化されます。

田村市でも「田村市受動喫煙の防止に関する条例」が7月から施行されます。

市の施設は、敷地内全面禁煙となります。

歩道も禁煙となります。

どちらも禁止!!



紙巻きたばこ 加熱式タバコ

駐車場も禁煙!!



市の施設の敷地内の駐
車場に駐車している車
内での喫煙も禁止です。

歩道も禁煙!!



道路を縁石などで区画
した歩行者用の通路で
の喫煙も禁止です。

加熱式タバコ

加熱式たばこから立ち上る煙は単なる水蒸
気ではありません。

紙巻きたばこと同様に様々な有害物質が含
まれています。

受動喫煙のリスクについては、科学的根拠が
十分ではないため、紙巻きたばこと同様に受動
喫煙にご配慮ください。



受動喫煙防止へのご理解と
ご協力をお願いします。